

31教総情要第83号の2  
令和2年1月24日

東京「君が代」訴訟弁護団 御中

東京都教育庁総務部教育情報課長  
中西正樹

「事情聴取」における弁護士同席についての抗議と要請について（回答）

貴団体から令和元年12月26日付けで提出された「「事情聴取」における弁護士同席  
についての抗議と要請」につきまして、別紙のとおり回答いたします。

事実上弁護士と同席を拒絶している東京都教育委員会に対して、当弁護団として抗議の意を表明するとともに、弁護団に属する弁護士の同席を実質的に保障されるよう、強く要望いたします。

(回答)

教職員の服務事故に係る事情聴取において、弁護士の立会いは認めていません。

なお、都教育委員会は懲戒権者として、服務事故に係る事実関係を確認するため、関係職員等への事情聴取を、引き続き適切に行っていきます。

(所管：人事部職員課)

(口頭要請)

七生養護学校の性教育に係る判決への認識を確認したい。裁判所は、当該校の性教育について、教育委員会が一定の指導・助言はできるが、教員の裁量を全く奪うようなことは教員の自由を侵害する旨の判断を示している。今回の事情聴取への呼び出しに対し、田中教諭は子供たちへの指導と、自らの困難な職責を果たすことを両立させるために、校長へ事情聴取日の変更をお願いしたが、校長は変更を認めなかった。これは七生養護の判決を全く理解していないことによるものである。そのような管理職がいるから、今回のような命令・強制をしている。七生養護学校の判決をどのように理解した上で、事情聴取日の変更を認めなかったのか、示してもらいたい。

(回答)

個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴やそれらの検討状況に係る情報等を含みます。）。

(所管：人事部職員課)